

安樂自在二州に就て

江嶋, 壽雄

<https://doi.org/10.15017/2338986>

出版情報 : 史淵. 48, pp.55-82, 1951-09-05. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

安樂自在二州に就て

江 島 壽 雄

一、序 言

安樂自在二州と云へば明代遼東の降夷を安置した州として有名である。大明一統志(卷二)遼東都指揮使司の條には安樂州自在州 俱永樂七年置。治開元城內。所領新附夷人。後徙自在州。治干都司城內。

とあり、遼東志(一)建置志には

安樂州 永樂七年置治。以撫新附夷人。在開原城內。

自在州 永樂七年置。治開原城內。所領新附夷人。後徙治干遼陽城內。

とあり、明史・全遼志等も同意の記載を掲げてゐる。二州が永樂七年開原城に設置され新附夷人を所領したこと、後自在州は遼陽に徙されたことを記述するは諸書何れも同じである。併し又それ以上の事は何にも述べてゐない。是等の諸書では自在州徙治の年次も明確にされずまして徙治の経緯に就ては一切不明である。明代の文献でも、馬文升の撫安東夷大略の如きですら

上略 時遣使往招諸夷有願降中國者。於開原設安樂州。遼陽設自在州。居之。云云。註

と恰も二州が開原遼陽に初から別置された如く誤り、恐らく是等の資料によつたのか清初の楊賓の柳邊紀略(一)、林佶の

全遼備考(上)には「遼陽州。中略。永樂七年建自在州。」と自在州が永樂七年に遼陽に初置された如くしてしまつてゐる。或は自在州徙治年次の判然しない爲に稻葉博士も永寧寺碑に記録されてゐる自在州が既に遼陽にあつた如く解されてゐるが、永樂宣徳時代には自在州は未だ開原にあつたのである。

州と云へば明代地方行政区劃としての府州縣の州を想起させるが、安樂自在二州に領縣のあつた事を諸書は記さず、従つて州城も全く不明である。是に就ては和田博士が「州とは名のみで實は降夷を置く所である」と明言されてゐるが猶檢討を加へる必要を感じる。更に二州に安挿された降夷の性格・活動、二州設置自在州徙治等に表れた明の對女直策の變遷に就ても今迄論じられたものを見ない。明末に於ける哈達・葉赫或は清朝勢力の確立の背後に女直商人の活躍商業資本の蓄積等所謂遼東市夷の活躍が考へられねばならぬが、彼等の系譜を辿る爲に明初女直の朝貢・馬市を問題とする時やはり二州に就て究明しておく必要を感じる。二州の性格に就ては先に小論を發表したが甚だ不充分であり、それを補正して二州に關する卑見を述べることとする。

註 1 皇明經濟文錄(卷三)遼東編。同卷にある魏煥の「遼東鎮」にも「永樂七年于開元遼陽復設安樂自在二州云々」と誤り、開原縣志(康熙)にも開原に安樂州のみ設置されたと記す。

2 稻葉博士「滿洲發達史」一一九頁。遼東志(卷二)建置志公署には自在州徙治を永樂間としてゐるが誤りである。

3 和田博士「明初の滿洲經略」(上)二二〇頁。(滿鮮地理歴史研究報告、第十四)

4 「明初に於ける女直の遼東移住に就て」東洋史學第一輯(九大東洋史研究室編)

二、初置の二州に就て

明の成祖は靖難平定後早くも永樂元年に黑龍江下流奴兒干の地へ招撫の使者邢樞を派遣した。招撫は北滿・奥滿の兀者・野人女直に對してだけでなく建州女直に對しても行はれた。註1 否成祖の女直招撫工作は靖難の役中に、更に溯つて洪武

二十八年の周興の兀者女直征討前後即ち燕王時代から既に行はれてゐたと思はれる。燕王の靖難の軍中に女直が從征してゐたこと、建州の巨酋阿哈出の女が燕王の後宮に居たと云ふことはそれを示して十分である。併し女直招撫が本格的に推進されて来るのはやはり成祖即位以降で、その結果續々歸附入朝して來た女直が瀋陽衛所に編成され、明の統制下に隸屬されて行つた。

是等の朝貢女直のうち京師南京居留を願ふ者があつたが、南方は氣候炎熱なるを以て特に開原に二城を置いて是に居らせ、彼等を出身部落によつて編成し自治的に統轄させた。この二城を快活城自在城と稱した。その設置は永樂六年以前、恐らく永樂二三年頃であつたであらう。この二城が安樂自在二州の先蹤である。さて二城が開原の何處に置かれたか、「城」とは何かと云ふ事が問題となるが、城とは防禦建造物としての城壁土塼木柵を指すと共にそれに圍まれた居住地域を意味し、或は城を中心とする一定の行政地域を指す場合もある。併し明には城と云ふ行政機關乃至行政區域はない。従つて快活自在二城の場合は城の本來的な意味の一定の障壁に圍まれた地區を云ふものと思はれる。併し今かゝる城壁を有つた二城に相當する城を遼東志・開原縣志等によつて求めても見當らない。是は決して獨立の城が二つ建造されたのではないであらう。二城設置の事實録の本文も「特命於開原置快活自在二城」とあつて二城が新建されたとは思はれぬ。後文に引く如くこの二城に安樂自在二州治が設置されたのであるが、その二州治は開原城內北部にあつたのであるから従つて二城は開原城北の一定地區の名稱であつたと見なければならぬ。その地區は更に小土壁か木柵かで圍まれた特殊地區をなし、快活城自在城と呼ばれたのであらう。永樂以降の來歸者はこの二城に房屋を與へられ居住させられた。二城は東北諸胡の居留地であつた。その統治機關は別に設けられてゐないので、恐らく開原の三萬遼海二衛が監督の任を兼ねてゐたものと思はれる。

永樂四年三月開原には邊境交易機關たる馬市が開設され東北諸夷の馬・貂鼠皮等が明の絹布・穀物等と交易されること

になつた。馬市は常設でなく遼東志によると月の中一定日數開かれたのであるが、官貿易の後には私貿易も許され可なり繁榮した様である。註4遼東苑馬寺が設けられ、永寧等六監苑が置かれたのが同じ永樂四年であるのは馬市の官買馬の受入をも考慮されたのであらう。かくて開原に集る兀良哈・女直の數は急激に増加したと思はれる。一方招撫政策の進展によつて女直の朝貢は一層盛んとなつた。是等明國に往來する女直中來歸移住を願ふ者も増加し従つて二城居留者も次第に増加したに違ひない。更に招撫政策の推進によつてより多くの來歸者を迎へる事が明では豫定されたであらう。かくて永樂六年五月安樂自在二州の設置となるのである。

二州設置を諸書は永樂七年としてゐるが、明實錄には永樂六年五月（甲寅）の條に

命于遼東自在快活二城。設自在安樂二州。每州置知州一員吏目一員。

とあり、次いで六月（乙酉）に

添設遼東自在安樂二州同知判官各一員。

とあつて、二州設置が永樂六年であつた事は明かである。併し諸書が、特に現地史料に據つたと思はれる遼東志が永樂七年説をとるのは開原に於ける州治の開設が永樂七年であつたのであらう。二州治が自在快活二城に設けられたことは右の引用文で明かであるがその二州治は開原縣志（咸豐）（卷）古蹟の條によれば

廢安樂州 中 潛確類書云。開元城北置安樂自在二州。今廢。 略 下

とあつて、開原城内の北部に設置されたのである。この事は快活自在二城も同じく城北に設置されてゐたことを物語る。

二州には夫々知府・吏目各一員が任命され、六月に同知・判官が添設された。明史（卷七）職官志によれば州に屬縣なく里が三十以下の時は知州・吏目各一員であり、屬縣あれば判官を添設し、屬縣あり、里三十以上なれば更に同知を添設する。且つ直隸州は府と同格であるが屬州は縣と同格である。縣と同格であるがその地が重要であれば州に設定されるので

ある。安樂自在二州には初は知州・吏目が夫々任命された。最小の州とされたのである。併し縣でなく州とせられたのは東北の降夷を安撫する特殊重要な行政機關であつた爲に相違ない。しかも翌月更に同知・判官が添設された。成祖が二州を重視し且つ期する所も大きかつた事を推察し得る。

二州は同知・判官を添設し屬縣ある大州の機構を有つて設置されたが、二州に屬縣のあつた記録はない。否二州に州域があつたか否かも不明である。明代遼東遼西には軍政が行はれ遼東都司の下の二十五衛に分治されてゐた。ひとり安樂自在二州のみが民政機關としての州名をもつて遼東都司に屬してゐた。開原は元末の咸平縣の地で又此處には開元路治が農安から徙され同城してゐた。明初には元の遺將納哈出の一黨が據つてゐたが洪武二十年その降服後明の領域に入り、洪武二十一年三姓より退還した三萬衛が舊開元路治城に置かれた。次いで二十六年牛家莊より遼海衛が徙された。この前後に開元路治城の東に磚造の開原城が築かれ二衛治は新開原城に徙つた。従つて元の咸平縣の地、逆に云へば清代開原縣の地を三萬衛海二衛が分割統治してゐたのである。永樂七年二州が設置されその二衛の地域に更に安樂州域と自在州域とが分割定界されたとは思はれないし、それを示す記録も見當らぬ。元來二州統治の對象は快活自在二城に在る新附夷人であつた。彼等の居住が二城に限定されてゐる二城以外には擴がつてゐなかつたと云ふ確かな史料はない。併し明では彼等を極力一地區に集住させようとした事は次にも述べる如くであるから、二州初置當時の彼等の居住は専ら快活自在二城に限られたと見て誤りない。とすれば初置二州の州域とは二城そのものに過ぎなかつたのである。

二州設置前後から女直の開原移住が増加した。永樂六年より同十年までに明實錄に記録されたもののみでも、考郎兀・札肥河・甫兒河・兀者・兀里奚山・建州・禾屯吉・友帖・ト魯兀・乞塔河・木刺河・忽石門・督罕河・阿刺山等の諸衛から十八回の多きに及んでゐる。かくて快活自在二城が是等の來歸者を收容し切れなくなつたのであらう。明實錄永樂十年四月（庚午）の條に

命樂遼東開原西門二城。以處韃靼之歸附者。

とあつて、歸降者安置の爲の居留地區の擴張が行はれてゐる。「韃靼之歸附者」の韃靼は後述の如く本義通りの北元の後の韃靼ではなく、東北諸胡を含めて北方塞外人の意味で用ひられてゐる。本來の韃靼の降虜は京師や腹裏地方に居住させられ決して開原には徙されてゐないし、明實錄に表れる限り開原に安插されたのは女直が主である。従つてこの「韃靼之歸附者」の實體は女直であるがそれは暫く措き、この時西門二城を築いたとは洪武末築造の開原城の西方に城壁が伸展され、そこに二城が建設されたのであらう。この二城は安樂自在二州に或は快活自在二城に對應する二城であるに相違ない。

遼東志^(卷)建置志・城池の條によると、開原城は「因舊土城」り修築し週圍十二里二十歩と云ふ。大清一統志^(註)も同じく

「因舊址」り修築としてゐるが週圍は十三里二十歩と一里の差を記録してゐる。所が開原縣志^(康熙刊)は「因舊土城之東」

り修築とし週圍は何れも十三里二十歩としてゐる。是は何れが正しいかと云へば位置に就ては開原縣志の方が正しいのである。或は遼東志に「因舊土城」とあるのは「因舊土城之東」の意味に解すべきであらう。と云ふのは同書^(卷)地理志・

古蹟の條には開元城^(元開元路治城)に註して「在開原城西門外」とあるから、開原城は開元路治城たる舊土城の東に接して築城

されてゐたのである。換言すれば明の開原城の西門外には元の開元城の遺址が在つた。永樂十年の西門二城は恐らくこの

舊開元城の東部を修築し開原城に接續させたのであらう。遼東志附圖「開原地理之圖」を見ると三萬遼海二衛治の在る本

城の西門外に南北は本城と等しい長方形の外城が接續した形を示してゐる。しかも開原城の説明にはかゝる形を示唆する

語はない。是は二衛治のある方が本來の開原城で、従つて遼東志の開原城の註はこの本城を説明したものであり、西門の外

城は後設のもので或は別名で呼ばれた別城ではなかつたかと思はせる。後に兩者を一にして開原城と稱した爲西の外城

名は忘れられ、而も開原城の説明には本城の記録がそのまゝ用ひられたのであらう。開原城の週圍も本城のみでは十二里

二十歩であつたが、後世の記録で十三里二十歩とするのは外城を加へた實測の結果であらう。開原縣志^(康熙)は開原城の週

圍十二里二十步と記しながら後文で「今按其地週圍十三里二十步」と追記してゐるのである。この附圖に示された西の外城こそ永樂十年西門外に展築された二城であると思はれる。若し以上の考察が當つてゐれば、永樂十年開原城の南北の城壁が西方に半里延長され舊開原城の東部をとり込んで此處に二城が建設されたわけである。

西門外新二城と快活自在二城との關係は如何。舊二城はそのまま存続し新二城は十年以降の來歸者を受入れたのであらうか。併し未定である新來歸者の爲に二城が展築されたとは思へない。「處韃靼之歸附者」とは從來の歸附者全部が此處に處かれたと解される。従つて舊二城の居留者は擧げて新二城に徙されたのであらう。降夷を集住統轄しようとする明の政策がここにも窺はれる。この時快活自在二城名も新二城に移されたに違ひない。併し二城が開原城に接續してゐて開原城の名で總稱せられ、又二城が安樂自在二州の名で稱された爲にその城名は早く忘れられてしまつたのである。二州治がこの時同じく西門新二城に移されたか否かは記録がなく、判然しないが、開原縣志が城北に在つたと傳へてゐるのによれば是は徙されなかつたのであらう。併し永樂十年以後の二州は西門外の新快活自在二城の降夷を統治したのである。

降夷の居留地と云ふ同性格の二州が同じ開原に何故並置されたかも問題である。二州並置の先行條件として二城並置が見られたのであるから二州二城の並置は結局同じ由來をもつわけである。二州並置に關聯して直ぐ想起されるのは開原に於ける三萬遼海二衛の並置である。この二衛と二州とが關係があると推測するのは當然であらう。果して事實録正統八年三月（甲戌）の條に

遼東總兵官都督僉事曹義奏。永樂開原城設立安樂自在二州。每州額除官吏四員名。專令撫安三萬遼海二衛歸降達官人等。云云。

とあり、二州並置が二衛並置に由來する事を明かにしてゐる。即ち安樂自在二州は専ら三萬遼海二衛歸降達官人等を撫安せしむる爲に設立されたと云ふ。恐らく三萬衛歸降達官人を安樂州が、遼海衛歸降達官人を自在州が撫安したのであら

う。二州設置以前快活自在二城に安挿された降夷に對しては特別の統治機關は設けられず、従つて二衛が二城を分擔統治した。快活城居留者が三萬衛、自在城居留者が遼海衛の監督下におかれた様である。これがここに云ふ三萬衛歸降達官人であり遼海衛歸降達官人である。達官人とは後述の如く外人官吏外夷人の意でその實體は女直であつた。北滿に對する三萬遼海二衛、中南滿に對する鐵嶺東寧二衛、是が明の滿洲經營の前衛であり對女直出先機關の先端であつた。従つて降夷が三萬遼海東寧等の衛を通じて來歸し、それ等の衛の所在地に居住させられ、その監督制御の下に直接間接に明の對女直政策の一助となる様に考慮處置されたことも當然である。實際二州の女直は後述の如く自由な邊外交通交易によつて仲介貿易を營むうちに女直の動靜を齎らし或は招撫煽動工作等も意識的無意識的に行はされた様である。開原に二衛が設置され、夫々独自の立場で來歸者を收容した事が二城延いては二州並置の原因であつたのである。

註 1 和田博士「明初の滿洲經營」(下) 八七・一四五頁、註一九等參照(滿鮮地理歴史研究報告第十五)

2 初代の遼東鎮守太監王彦、後軍都督同知王麒等は建州松花江人で靖難に従征してゐる。遼東志(卷五)官師志、明實錄永樂二十年十二月(庚午)參照

3 明實錄永樂六年四月(乙酉)、並に前掲「明初に於ける女直の遼東移住に就て」參照

4 馬市、朝貢貿易に就ては別に專攻する。

5 遼東志・地理志、同建置志、開原縣志(康熙)城池等參照

6 大清一統志(卷三)奉天府城池

三、二州達官人とその活躍

二州に安挿された諸夷はどんな民族から成つてゐたか。明一統志・遼東志等は新附夷人と記してゐるが、明では四夷と稱して外民族全部を意味した例もあるので夷人とあるのみでは如何なる民族であつたか判然せぬ。併し普通には東夷と熟

し、夷人とは東方・東北方の諸民族を指すので新附夷人とは永樂以降來歸の兀良哈女直高麗等を云つたものであらうと想像される。^{註1}次に二州に安置された民族を明實錄には「東北諸胡」、「韃靼之歸附者」、「達官人等」と記し、更に適確に述べ「安樂自在等州女直野人韃靼」「韃靼女直高麗寄住安樂自在州官軍」と云つてゐる。是によると民族名の判然するのは女直韃靼高麗である。女直と野人とは同じ通古斯系民族だが是を二つに分けて云へば前者は海西建州女直を、後者は黑龍江方面の女直を指す。又ここに云ふ韃靼は東北諸胡とも云はれてゐるので中國の東北滿洲に居た兀良哈三衛を指す事は明かである。故元の遺民で滿洲に土著した者は勿論この中に入るであらう。高麗は洪武二十五年李成桂篡位の後は朝鮮となるが、その民族は其後も高麗と稱された事は清初の柳邊紀略等に「高麗互市」等と云ふ語が見ゆる事によつても知られる。ここに云ふ高麗は李朝建國に際し滿洲方面に亡命した高麗國人を指すか或は明代俗に土高麗註2と稱した開原北方土著民を指すか明かでないが、とに角女直と異なる濊貊系民族を云つたものである。

以上によると二州の降夷は女直兀良哈高麗である。所が明實錄には永樂六年頃から二城二州に來歸を願ひ許された者を載せてゐる。景泰末年までを限つて見るとそれ等の殆んど全部は女直であり、正統十一年六月に兀良哈三衛の一たる泰寧衛の達子革列哥が挾家來歸して自在州に安插されたのが實錄に見える兀良哈の自在州安置の最初の例である。しかもこの時自在州は既に開原より遼陽に徙されてゐたので開原二州安插の兀良哈の例は實錄には見えないのである。兀良哈は遼東では廣寧に多く安置された。同じく高麗の二州安插の記録も實錄には見えない。記録にないとして兀良哈高麗の二州居留がなかつたとは云はれず、明實錄にも「安樂自在等州女直野人韃靼」「韃靼女直高麗寄住安樂自在州官軍」とあるので若干の兀良哈高麗が二州に安插されてゐたのは確かである。併し二州居留者の大部分は女直であつたと見て誤りない。

二州居留民が女直を主とするにも拘らず是を「韃靼之歸附者」、或は「達官人」と稱するのは何故か。「達官人」の達は韃であり韃靼の韃を省略したものである。明實錄には達官・達軍・韃靼官軍・達子等の語が頻繁に出て來る。韃靼・兀良

哈・瓦刺等北方民族の來歸者で授官された者が達官、兵となつてゐる者が達軍である。それ以外の個々の北方民は達子と呼ばれる。成祖の篡位には兀良哈・女直の援助が大きかつたし、その即位後の招撫や北征等の結果來歸し明軍の有力な構成分子となり、或は北京南京其他に移住居留した北方民は多數に上つた。その影響する所、「習尙胡制」し「習尙胡俗」し「以中國之人效犬戎之俗。忘貴從賤」と云はしむる程であつた。註漢官・漢軍・漢人に對して達官・達軍・達子が明人に強く意識されたに違ひない。否明の建國そのものが元を北方に追つて完成されたのであり、北元との對立緊張の中に國家が發展して行つたのである。明人の意識には北方民族が大きく投影してゐた筈である。その北方民族の代表は勿論故元の後たる韃靼であつた。韃靼が北方民族の代名詞として用ひられるのは自然の成り行きであつたらう。瓦刺も兀良哈も達子であり、その歸降者は達官、達軍と呼ばれた。かくて達官達軍は北方人官吏北方人兵士、更に外人官吏外人部隊の意味をも有つ様になつたものと思はれる。

女直も屢々「達臣」「達賊」「達達」「達官」と呼ばれる。「達子」と呼ばれた例は殆んど見當らぬが、「兀者右衛達子脫脫來歸」註と云ふのが一つある。併し是は兀者右衛に達子（韃靼人又は兀良哈）が隸屬してゐたとも考へられるので女直か否か判然せぬ。次に明實錄正統六年三月（辛丑）嘔罕河衛使臣帖木兒哈等が京師を辭歸するに際して「命齋勅及綵段表裏歸賜其在衛達臣」とある達臣は明かに女直の授官された者を指す。又有名な建州右衛都督凡察の子ト花朶が遼陽を犯した時は「達賊ト花朶」と云ひ、或は皇明經濟文錄註にも兀良哈三衛達賊と並べて「海西達賊」と云つてゐる。更に遼東志（卷二）建置志・公署の條に撫順所馬市一を擧げ、是を「達達馬市」と稱してゐる。同書同卷の撫順關に就て、「在撫順所東三十里、建州夷人朝貢出入。」と註してゐる如く撫順馬市は建州女直を相手とする馬市であるのに尙是を「達達」馬市と云ふのである。女直も北方諸民族の代名詞たる廣義の韃靼（達達）の中に包含される事は明かである。否既に元代黑龍江下流域の女直が水達達と稱された事は餘りにも有名であり、女直が達達と呼ばれる緣由は是に據るとも思へるのである。景泰二年入明し

た日本人も女直を「皆服馬皮似韃靼人」と云つてゐるから兩者は外見的にも似た所があつたらしい。かく女直が達達と呼ばれ達臣達賊と呼ばれたのであるから、二州寄住諸夷中女直が大多數であつたに拘らず、「韃靼之歸附者」とか「達官人」とか呼ばれた事は別に不思議ではない。

明實錄によれば永樂以降正統七年までに明國內に來歸した女直の出身衛は全滿各地に及んでゐて、その安插地は開原・京師・東寧衛・海州衛等であるが、回數の最も多いのは開原に三十九回（一州に三十六回三萬衛に三回）、次いで京師に十三回、東寧衛に十三回、海州衛には僅かに一回である。更にこの期の最後の正統七年には南京への安置が一回行はれてゐる。（この他に遼東とのみあつて安插地の判然しないもの五回）。彼等の來歸は單獨の場合が多く、又は數人數十人が俱に來歸する場合もあり、更に妻子家屬を同伴する場合もあつて時に數百人に及ぶ事もあつたが是は京師移住の例に多く、開原移住は妻子家屬を同伴した例は少い。實錄に記載ある例のみで三十六回に上る二州來歸人戸は二州が有名であるに反して餘り多くないのであるが正確な戸數は解らぬ。ただ明實錄景泰三年九月（庚戌）の條に見ゆる提督遼東軍務副都御史寇深の上奏に

開原等處安插來歸夷人四百餘戶。恐後益多難以鈐制。云云。

とあるのが唯一の史料である。この他に兵部尙書于謙註7の遼東防禦疏に

就於遼東自在州並東寧等處城堡安插者動以千數。云云。

とあるが、是は瓦剌の女直制壓による景泰二・三年の亡命的來歸者に就て述べた數でしかも開原二州には無關係と思はれるので暫く措く。今一つの遼東志卷三兵食志・武備の條に

自在州 戶口 一千五百三十九

安樂州 戶口 一千二百六十

とあるが、この自在州は既に遼陽徙治後であるからその戸口は開原二州には關係なく、ひとり安樂州戸口が開原二州を合せたものである。但しこの数は遼東志編纂當時即ち弘治嘉靖頃の戸口數であると思はれる。

遼東志に擧げた戸口が戸數であるか口數であるか、口數としても總口數であるか壯丁數であるか明瞭でないが、各衛の馬隊・步隊・屯田・煎鹽・炒鐵軍額の合計と戸口數とを比較すると總口數であるに違いない。(考證略す)。とすれば安樂州の戸口一千二百六十も總口數であると見ねばならぬ。景泰三年四月女直指揮の高捏勒禿等五名が家屬二十四人を率ゐて來歸し、同年六月建州・海西の夷人十六名が男婦五十七人を伴つて來歸してゐる。^註この五名或は十六名が夫々一戸を成すとすれば一戸平均前者は六人弱、後者は五名弱となる。二州來歸者の戸口構成が右例と同じであつたか否かは不明であるが、二州には單獨來歸と見られる例が多いので設置當初の家族口數は比較的小さかつたと思はれる。併し數年數十年の間には平常的な家族構成を有つたに違いない。今一戸平均五人とすれば開原安樂州の一千二百六十口は大體二百五十戸前後となる。是が嘉靖初の開原降夷の戸數である。さて正統年間の瓦剌の南下東侵は滿洲の女直をも動搖させ、終には女直も明邊に侵寇した。明では遼東の降夷の動靜に注意しその處置に苦慮した。景泰三年以後は新來歸者の開原安置は殆んど行はれなくなつた。即ち景泰初の開原降夷の戸數はその後殆んど増加してゐないのである。従つて嘉靖初の安樂州戸數は大體そのまま景泰初まで溯らせ得る。正統八年から景泰三年正月までに數回の安樂州安置の記録があるので、正統七年頃までに開原二州に安置された戸數は二百五十戸より若干少く、二百二十戸、口數千餘、即ち一州には大約百一・二十戸、五・六百人が安挿されてゐたと推察される。

さて先掲寇深の上奏に開原等處に安挿した來歸夷人の戸數を四百餘戸とあるが、是を開原二州の戸數と見れば右に推定した景泰初の開原安樂州戸數二百五十戸より遙かに多く、先の推定は崩れて景泰初の開原降夷戸數四百餘戸が嘉靖初に至つて約二百五十戸に減少したとせねばならぬ。併し寧ろ若干の戸口増加は自然増加として考へられるが減少は考へられぬ。

自在州徙治の際も官吏のみが徙されて降夷は徙されてゐないのである。元來寇深の上奏文は于謙の遼東防禦疏に遼東安插達人並に將來の來歸者の處置對策を建策せんとしたのに應じたものである。従つて「開原等處安插」の語は于謙の云ふ所を受けて開原を始め東寧等諸衛の城堡に安插した降夷全てを包含してゐると見ねばならぬ。先述の如く正統七年までの東寧衛來歸は闕原・京師に次いで多く、二州計三十六回に對して三分の一の十三回を記録して居り、従つてその安置戸數も七・八十戸に上つたであらう。その後正統末から景泰初期には于謙が千を以て數ふと云つてゐる大量の女直來歸者があり、その大部分は遼陽以南に安插されたので景泰三年九月寇深の上奏時には遼陽安置戸數は百數十戸になつたであらう。この外この期に海州・蓋州・金州・復州等諸衛に安插された戸數も可なりあつた。是等を總計して「開原等處安插來歸夷人四百餘戸」と云はれたのである。故にこの四百餘戸は先の開原の景泰初の推定戸數約二百五十戸と矛盾するものではなく、返つて推定の略、正しい事を證してくれる様に思はれる。以上の考察にして大過ないとすれば遼東降夷の戸口の變動

年次	戸口		戸數		戸口		戸數	
	戸	口	數	數	口	數	口	數
正統七年	二三〇	一一〇〇	八〇	四〇〇	僅少	僅少		
景泰三年	二五〇	一一〇〇	一一〇	六〇〇	五・(六)〇	二・(三)〇〇		
嘉靖初	二五〇	一一六〇	三〇〇	一五三九	不明	不明		

は次表の如くまとめられる。(數字は勿論大略である。)この表は(嘉靖は遼東志、景泰は寇深の云ふ四百餘戸を基にして、一月平均五人として算出)決して正確なものではないが、大體を推察し得ると思ふ。初置二州の戸口は意外に思はれる程少なかつたのである。

來歸者に對する明の待遇は甚だ厚かつた。彼等は來歸に際し鈔幣・襲衣・鞍馬・房屋・什器・薪米・牛羊等を賜給せら

れ、更に授職や襲陞職が行はれた。特に二州安挿者は種々の特権を享受してゐた。二州居留者は州籍に附せられたのであるから衛籍はなかつた。従つて彼等は明の武官職を與へられ乍ら衛の額軍挑補を免れ民人的地位を享有したものである。この事は遼東志(三)兵食志・武備の項に安樂州自在州俱に額軍の設定がない事によつて明かであり、尙二州が千戸所百戸所等の軍政單位に編成されず、民政機關としての州制を採つた事によつて裏付けられる。但し二州達官人には召集軍應役の途が彼等の自由意志に任せて聞かれてゐた様であり、又有事の際は二州から官軍の挑選も行はれて、^{註10}戰鬪要員確保充實と云ふ明の招撫目的は充分果されてゐた様である。併し一應形の上では衛籍を省かれて軍役は免除されてゐたものと思はれる。彼等が應役した場合官職相當の俸糧が與へられた筈であるが、應役してゐない場合も授官相當の俸糧が與へられたか否かは問題である。馬文升の撫東安夷大略には降夷を二州に居らせ、「皆量授以官。任其耕獵。歲給俸如其官。」とあつて二州達官人は耕獵生活を營みつつ即ち應役してゐないでも俸料が給與された如く云つてゐる。併し是は信じ難い。今詳細に述べる紙敷を有たぬが彼等が俸糧を給される様になつたのは正統十年前後からの事で、是は二州の性格の變化即ち後述の二州の朝貢貿易權の抑制邊外自由交通交易權の禁止等一連の降夷對策の結果、從來商業に活躍してゐた二州達官人の活動が不可能になり、その不満緩和と救済の爲、更にこの頃から激化した瓦剌・兀良哈・女直の侵寇に對して彼等を動員した爲に、給俸が一般化して來たものと思はれる。二州最大の特権はその朝貢貿易權と邊外自由交通交易權の承認であつた。二州達官人が朝貢に活躍した事は後文に述べるが、この事は彼等が邊外女直諸衛と同じく朝貢貿易を明朝から公認されてゐたことを物語る。次いで邊外自由交通交易の承認は次の一文で明かである。

上諭行在兵部臣曰。近遼東緣邊官軍多出境市馬。以擾夷人。其禁戢之。今後非奉朝廷文書而私出境者。處以重刑。其守臣不嚴管束者。論罪如律。若安樂自在等州女直野人韃靼欲出境交易。不在此例。^{註12}

是に明實錄永樂六年四月己酉の條を参照すれば、二州達官人は州衙門に申告する事によつて自由に邊外に往來出來たもの

と思はれる。

二州達官人は是等の特權を充分に行使し活躍した。次に永樂末から景泰末までの彼等の朝貢表を掲げる。(後の自在州管屬となる東寧衛歸降達官人の活躍も一括して掲げる。)

年	衛名	東	自	安	計
		寧	在	樂	
永樂	21	1	0	0	1
	22	1	1	1	3
	元	1	1	0	2
	元	3	2	3	8
	2	4	3	4	11
	3	4	1	0	5
	4	1	2	0	3
	5	1	2	1	4
	6	1	0	1	2
	7	0	1	1	2
正統	8	1	2	1	4
	9	2	1	1	4
	10	0	0	0	0
	元	0	0	0	0
	2	0	0	0	0
	3	2	1	1	4
	4	1	1	1	3
	5	3	4	5	12
	6	3	3	3	9
	7	1	1	0	2
景泰	8	0	0	0	0
	9	0	1	3	4
	10	0	0	0	0
	11	0	1	1	2
	12	0	0	0	0
	13	0	0	1	1
	14	0	0	0	0
	元	0	0	0	0
	2	0	1	0	1
	3	0	0	0	0
天順	4	0	0	1	1
	5	0	0	0	0
	6	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
	元	0	0	0	0

明實錄に記載された朝貢回数、従つて朝貢の實際は是よりも多かつたであらう。安樂自在州が俱に朝貢した場合は各州夫々一回としてある。尙一回の朝貢人數を明記したものはないが、東寧衛の一例は九十數人に及んだものもある。

尙後文に云ふ如く正統八年自在州は遼陽に徙され、東寧衛來歸者を管屬する。

宣德末年から正統二年まで三年間の中絶期を除いて、永樂末年から正統六・七年頃までは二州達官人が如何に頻繁に朝貢を行つたかは此の表に明かである。特に成祖の雄圖を繼いだ宣宗の對外積極策は數回に及ぶ奴兒干招撫軍の發遣(重修永寧寺碑の存在)、建州左衛童猛哥帖木兒の招撫等で有名であるが、その結果邊外女直諸衛の朝貢も盛んとなつた。それに應じて安樂自在二州の朝貢も増加してゐる。しかるに宣德十年に至り二州(並に東寧衛)の朝貢が中絶する。此の中絶は

二州等降夷の朝貢だけでなく邊外女直の全てに亘るのであつて、宣徳九年の女直朝貢記録四十數回に對して十年には僅かに七・八回を數へるに過ぎぬ。是は宣徳十年正月宣宗の崩御により明の對外策が消極退嬰化したことによる事勿論であるが、この時明は東北諸夷の朝貢制限を行つたのである。明實錄宣徳十年八月（己酉）の條に見ゆる遼東總兵官巫凱の奏言邊情八事中に

兀良哈三衛達子并海西野人女直等遠來朝貢。近奉勅擣節止許二三人。多不過二十人。其餘從人悉留關外。其間恣寇。蒙恩既久。一旦阻尼必生疑惑。請自今外夷慕義。悉聽來朝。中 上皆從其請。

とあるによれば明かに兀良哈女直の朝貢を抑損する勅命が遼東に下されてゐるのである。併し急激な制限實施が邊外諸衛に與へる衝動・混亂・反抗等を憂へた出先機關の意見によつて一應は緩められた。正統元年・二年の女直の朝貢は再び元に復し、返つて回數を増して來てゐる。二州の朝貢中絶も矢張りこの宣徳十年の朝貢抑損の結果であると思ふ。中絶が三年に亘つたのは邊外諸衛よりも強く明の統制を受ける立場にあつた爲であらう。併し正統三年には再び朝貢を始めて正統五・六年の如きは最も回數多く朝貢してゐる。此の間に一旦緩知された朝貢制限政策は一層強力に推進される様になつた。正統二年の使臣制限は一衛多くも四・五人と大縮減の線を出し、次いで正統四年には一年一貢又は三年一貢の回數制限を附加し、こゝに邊外女直の朝貢は禁止的な制限を受ける事となつた。明がかかる制限策を採るに至つたのは經濟的・軍事的な當時の國內・國際事情によるのであるが、その詳細は專攻論文に譲り、この制限策は遂に開原の特權地區安樂自在二州にも及された。明實錄正統六年二月（戊寅）の條に云ふ。

行在錦衣衛帶俸都指揮僉事陳友等言。遼東東寧衛及安樂自在二州寄住達官人等。累年進貢。不限時月。多帶家人。貪圖賞賜。所過勞擾軍民。妨廢農務。乞勅遼東鎮守總兵等官。諭令今後皆候農隙之時進貢。勿容多帶家人仍踵前弊。從之。

ここに二州と並んで東寧衛の名が見える事は、東寧衛寄住達官人が二州達官人と同性格を有つものであつた事を物語る。彼等も朝貢表に示した如く二州達官人と全く同様に朝貢を營んでゐたのである。彼等の時月を限らぬ自由な朝貢活躍がこの時抑へられその人数も制限されてゐる。しかもこの制限は實際は更に厳しく且つ強行されたらしく、その結果正統七年以後の二州一衛の朝貢は激減し、正統九年を過ぎると五・六年一貢程度になつて来る。尙東寧衛の朝貢が正統八年以後見られないのは後述の如く自在州管屬となつた爲である。以上の二州一衛の朝貢制限は併し又逆に云へば當時僅か三百餘戸に過ぎなかつた新附達官人が如何に朝貢貿易に活躍してゐたかを示すものである。

彼等の朝貢品は「貢馬」「貢馬及方物」と記され女直諸衛と同じく馬が主であつた。方物とは滿洲土産の貂鼠皮・豹皮等を云ひ、眞珠の貢献もあつた様であるが人蔘の名は未だ見られない。^{註14}是等の朝貢品を彼等が如何にして入手したかであるが、開原境内に於て採集・生産する事は考へられぬ。馬は一部は二城外の平野で牧養されたであらうが、頻繁な朝貢に貢献された馬の大部分は邊外産のものであつたであらう。方物は勿論邊外産のものである。かかる貢献品を二州達官人が入手するに二つの方法があつた。一つは開原馬市に於ける交易であり、他は邊外に出掛けて行つて交易する方法である。二州達官人が開原馬市で活躍した明證はないが、二城・二州の設置が馬市の開設と相前後して居りその間に密接な關係が推測されるので、彼等が馬市で活躍し貢献品を入手したであらうことは疑いない。邊外交易では二州の邊外自由交通交易の特権が充分に行使されたに違ひない。開原は滿洲交通の一要地で、ここから東北滿洲各地へ結びつく事が出来た。^{註15}是等の交通路線を辿つて彼等は滿洲各地に交通往來し交易し得たのである。永樂年間北滿弗提衛城に商賈の存在が見られるが、東流松花江下流地方の「坐商」の存在は些か疑問とするも交易の爲にこの地方を往來する「行商」は多かつたであらう。當時滿洲の女直が要求する物貨は中國産の絹布・衣服・器具等であつた。是等の物貨を賣らし女直と交易する商人として先づ漢民族が考へられるが、漢民族は外禁によつて邊外交通を禁止されてゐた。従つて中國産の諸物貨を以て邊外に

自由に交易し得る最も有利な條件を有つ者は二州達官人であつたと云はねばならぬ。「弗提斤六城之地」に往來した商賈にも二州達官人が多く混つてゐたものと思はれる。

最後に二州達官人の活躍として擧げねばならぬのは、明の女直招撫への協力である。有名な奴兒干の永寧寺碑記には安樂州千戸の王兒卜、木答兀、卜里哈、衛鎮撫の阿可里、阿刺卜、百戸の阿刺帖木、某、所鎮撫の賽因塔、把忒不花、付里住、火羅孫、自在州千戸の某、哈弗□的、阿里哥出、百戸の滿充□等の名が見えて居り、重建永寧寺碑記には不明文字が多く判然せぬが同じく二州達官人の名が連つてゐたと推察される。彼等は永樂十年冬の亦失哈、張童兒等の奴兒干行に従征してゐるのであるが、その前の九年春の亦失哈の第一回の奴兒干招撫にも従行したであらうし、又宣德年間の二回以上に及ぶ亦失哈の奴兒干行にも従行したであらう。更に洪熙元年に行はれた東寧衛指揮僉事金聲の建州左衛董猛哥帖木兒招撫には自在州指揮僉事木答兀が従行してゐる。^{註15}是等の従行者は恐らくその招撫地方の出身者であるか、又は邊外交易にその地方に往來してゐた者で、その地方の事情に詳しく或は交渉の便宜をも有つてゐて案内者を兼ねて従行者として選ばれたのであらう。かかる招撫従行は記録に残らぬものでこの他にも多かつたに違ひない。この外に邊外交易の際に間接的に招撫の役割を果した事も多かつた様である。二州達官人の朝貢が邊外諸衛と俱に行はれてゐる事があるが、その現れと見られるものがあるのである。

元來二州來歸の女直は來歸以前に既に明より授官されてゐる者が多いが、この事は彼等が來歸以前既に再三朝貢を行つてゐた事を物語る。更に二州寄住後も朝貢・馬市・邊外交易等に活躍してゐるので、二州達官人は著しく商人的性格を有つものであつたと云はざるを得ない。筆者は先の論文で二州在住者の商人的性格を採り上げ、それ故に二州が衛的（軍政的・軍事的）なものにならなかつた事を云ひ乍ら、一方二州來歸の戸口を過大に見積つた故に二州居住者の一部分が商人的存在であり、大部分は軍役に挑補されたものであらうと考へた。併し二州戸口を検討してみると意外に少ないのであ

る。しかも額軍挑補もなくて州の管屬下に民人的地位を享受したのであるから、その一部は招集軍其他に應役したとして、寧ろ大多數が快活自在二城を根據に耕獵生活を營むと共に朝貢・馬市・邊外交易等の商業活動を行つてゐたものと見ざるを得ない。この商人的性格が開原初置二州居住者の特徴であつたのであるが、正統年間の朝貢制限、女直侵寇等に基因する邊外交易の制約等により次第に商業活動が不可能となり、一方邊防の爲の動員即ち馬操額軍の設定、招集軍應役の増加等により、彼等の商人的性格は失はれ、二州も次第に小さな衛としての（千戶的或は百戶的）性格を有つ様になつて行つたものと思はれる。

註 1 皇明經濟文錄（遼東編）魏煥の「遼東邊夷」には東夷として朝鮮・女直・兀良哈を擧ぐ。

2 同前。李承勛「陳言邊務疏」參照

3 明實錄正統七年十二月己丑、禮部尙書胡濙等の奏文參照

4 明實錄 景泰二年二月戊戌

5 前出（遼東編）李承「遼東據處殘破邊城疏略」

6 稻葉博士「滿洲發達史」一八〇頁

7 皇明經濟文錄（遼東編）

8 明實錄、景泰三年四月壬申、同六月丙戌

9 金遼志（卷二）兵政志には遼陽副總兵、開原參將部下の兵が自在州、安樂州からも招集されてゐるが、遼東志（卷三）兵食志・武備の條の河東集軍と同じく招集軍であるから、是に二州から應役してゐたと思はれる。尙全遼志・兵政志は安樂自在二州に馬操額を記してゐるが遼東志には見えず、開原二州並置時代にはなかつたものと思はれる。

10 明實錄 永樂十九年六月（庚申）の條參照

11 皇明經濟文錄（遼東編）、明實錄、正統十四年十月（乙亥）に見ゆる侍講劉定之の上前にも「四日降胡。往年以來。降胡皆留居京師。授以官職。給以全俸。」とあり、降胡が全俸を給與されたと云つてゐる。

12 明實錄 永樂十六年九月（戊申朔）、及び前出拙稿參照

13 明實錄 正統二年十月（癸未）、同四年八月（乙未）の條參照

安樂自在二州に就て

安樂自在二州に就て

七四

- 14 遼東志(卷九)外志・外夷貢賦の貢物中にも人蔘の名が見えない。
- 15 箭内博士、「元明時代の滿洲交通路」(滿洲歴史地理第二編)、日野教授「夫餘國考」六章二節(史淵第三十四輯)等参照
- 16 明實錄 永樂十二年九月戊子の條参照
- 17 内藤博士「奴兒干永寧寺二碑補考」(讀史叢錄所載) 羅福頤「滿洲金石志」(卷六)
- 18 明實錄 洪熙元年十二月(丁亥) 宣德元年正月(戊午)の條参照
- 19 前出拙稿

四、自在州徙治と降夷對策の變化

正統期の招撫に對する消極的態度、朝貢人數や回數の制限等女直對策の變化は二州にも變化を與へた。明實錄正統五年五月(壬寅朔)に

裁省遼東都司安樂自在二州同知判官各二員。

とあるによれば、永樂六年六月添設された同知と判官は裁撤されてゐる。永樂の積極招撫政策によつて、増加する來歸者を充分受け入れ得る様に最大の州衙門組織をもつて設置された二州はこの頃までに僅かに二州計二百三・四十戸、約一千餘の來歸者を安置したに過ぎなかつた。正統になつては來歸を歓迎しない態度に變じたのであるから、この時冗員整理が行はれたのであらう。かくて二州は知州と吏自によつて統治される最小州組織となつた。

この官吏裁省は一步進めると同性質の二州並置を改めて併合統一にまで至ることは明かである。一方是より先漠北を制壓した瓦剌は南侵を企圖して兀良哈に手を伸して來た。脱歡の後を繼いだ也先は兀良哈を手先として正統七年には廣寧地方を侵寇した。強大となつた瓦剌の勢力はやがては兀良哈を超えて女直に伸されるのは必然であるし、事實伸されて來た。この北邊の情勢に對して明で當然問題となるのは邊内來歸の北方諸民族への對策である。遼東に限つて云へば二州の

降夷集團と東寧衛等歸降女直集團とがその對策を必要とした。特に遼陽には百戸に近い降夷が居るのに専門の統治機關がないので統轄機關の必要が痛感されて來たであらう。そこで官吏裁省を行つた二州の開原並置をやめてその一州を遼陽に徙し、その地の降夷を撫安する方策が遼東の出先機關で立案されたのである。明實錄正統八年三月(甲戌)に

遼東總兵官都督僉事曹義奏。永樂間開原城設立安樂自在二州。每州額除官吏四員名。專令撫安三萬遼海二衛歸降達官人等。其東寧衛歸降達官人等于安樂州管屬。其自在州官吏徙於遼東都司在城。設立衛門。撫安東寧衛并附近海州瀋陽中等衛歸降達官人等。庶爲兩便。章下吏部。移文左副都御史李潛覆審。乞如義言。從之。

とあるのがそれである。右によつて自在州の遼陽徙治が正統八年三月であつた事が知られる。従つて二州の開原並置は永樂六年から正統八年まで約三十五年間に亘つたのである。この時徙されたのは官吏のみで管屬下の達官人は開原に残されたのである。

さて右奏文の前文は二州並置に關聯して第二章で検討したが、自在州徙治の問題を究明する必要上再び全文を検討する。奏文に云ふ東寧衛歸降達官人の考察は省略するが、是はやはり永樂以降の來歸者を指すのである。先述の如く永樂以降の來歸女直は二州・京師に次いで東寧衛に安插された。來歸の際の賜與等は二州と同じであつた。正統六・七年には東寧衛歸降は七・八十戸、四・五百人に及んだのであるから、自然遼陽城内一隅に狭小な集團居住地區をなしてゐたのではないかと思はれる。もつと的確に云へばその地區は遼陽城の北城即ち東寧衛治の在城内であつたであらう。彼等を安置した東寧衛城堡の城とはこの遼陽北城を指すに違ひないし、徙された自在州が同じく北城の北門(無敵門)を通ずる大衛の西に建置されてゐるからである。^{註1}

さて奏文を見るに「其東寧衛歸降達官人等。于安樂州管屬」とあるが是は實に不可解な文である。東寧衛達官人を安樂州に管屬とは何時の事であらうか。二州開原並置時代(過去)の事であらうか。自在州徙治後(上奏時より將來)の事を

云ふのであらうか。今時稱を過去にとつて考へてみるとその前文で二州は三萬遼海二衛歸降達官人を「專令撫安」と云ひ乍ら東寧衛達官人をも安樂州に管屬せしめたと云ふのは矛盾である。是では「專令撫安」とは云へない。又東寧衛達官人は遼陽に居り、それを管屬統治する爲に自在州を遼陽に徙すと云ふのであるから、正統八年以前には彼等は州によつては管屬されなかつたもの様に思はれる。或は安樂州が管屬してはゐたが開原では監督が困難であるから徙治すると云ふのであれば寧ろ安樂州を徙すべきであつたであらう。更に安樂州に管屬させたとすれば東寧衛達官人は快活自在二城居留者と同じく州籍に上されて安樂州達官人と稱され、東寧衛達官人の名稱は消失する筈である。しかるに先掲朝貢表の如く彼等は東寧衛達官人として二州達官人と並んで朝貢を續けてゐるのであるから、いよいよ以て正統八年以前に東寧衛が安樂州に管屬されたとは解せられない。翻つて「安樂州管屬」の時稱を自在州徙治以後の事を云ふものと解すれば、東寧衛達官人が開原の安樂州にも屬し、徙治された自在州にも屬する事になつて益々以て不可解となる。併し奏文の形を見ると、先づ過去の永樂間の二州設置に就いて述べ、次に「其東寧衛云々」と受け更に「其自在州云々」と續けてゐる。この「其」に始まる二事は對應的に云はれたもの即ち自在州徙治を奏請する曹義の現在の立場で云つてゐる意見と思はれる。更にここで考へられる事は自在州を徙すとして従來自在州が撫安してゐた達官人を如何にするかと云ふ事である。徙治に際しては當然その處置が考へられたに違ひないしその事を上奏中に一言も觸れない筈はない。自在州の官吏だけが徙されたのであるからその管屬せる達官人は當然安樂州管屬下に引繼がれたであらう。さう考へて「其東寧衛歸降達官人等于安樂州管屬」の文を見ると、安樂州に管屬せしめるのは東寧衛達官人ではなく、自在州達官人即ち前文の遼海衛歸降達官人でなければならぬ。恐らくここは遼海衛とあるべき所を東寧衛と誤つたものであらう。是を遼海衛とすれば奏文は明瞭で首尾一貫する。即ち従來の二州並置をやめて開原で自在州が管屬してゐた遼海衛歸降達官人は安樂州管屬とし、自在州は遼陽に徙して東寧衛歸降達官人を撫安せしむれば兩便だと云ふのである。

曹義の上奏は裁可されて正統八年三月二州の開原並置は解かれ、開原降夷は安樂州、遼陽降夷は自在州が管屬する事となつた。以來東寧衛達官人は自在州籍に移された先掲朝貢表には正統七年まで續いた東寧衛達官人の朝貢が正統八年以後絶えてしまつてゐる。是は東寧衛達官人が自在州達官人と州籍に改められた爲である。同時に舊自在州達官人は安樂州達官人と呼ばれる事になつた。さてこの時東寧衛達官人が自在州管屬になつた事は明かであるが、瀋陽・海州其他南方諸衛の歸降者は果して自在州管下に入つたのであらうか。若し入つたとすれば自在州の統治の及ぶ範圍は瀋陽遼陽以南の廣い地域に亘り、降夷の住む地域を包含する。かくては州域と衛域とが重なり、州域でもあり衛域であると云ふ二重支配を受ける地域が在る事になる。併し是は自在州を以て降夷を對象とする州、實土なき州と考へれば解決出来ない事ではない。併し自在州が降夷統治の爲に東寧衛來歸者の居住地域に設けられねばならなかつた事を考慮すれば、遠方の衛の降夷が自在州管下に入つた事は疑はしい。奏文に「東寧衛并附近海州瀋陽中等衛歸降達官人等」とある「等」を東寧・海州・瀋陽中三衛を云ふ「等」とすれば、遼陽を中心に最も近い瀋陽と海州の降夷のみがその管屬となつた事になる。以上の事を明かにする爲に後掲の景泰年間來歸者分隸地一覽表を見るに、自在州に隸屬せられたものと、海州衛、同じ遼陽域に在る定遼中、左衛等に所屬せられたもの等は判然と區別されてゐる。しかも從來開原以南で最も多く降夷を安挿した東寧衛の名は見えず自在州が是に代つてゐるのである。この事から推測すれば、海州・瀋陽中等の衛も自在州管下に入らなかつたと思はれる。自在州に管屬したのは結局東寧衛達官人のみであつた様である。同じ遼陽に安挿されても、定遼左衛に屬した者は自在州のある北城の來歸者居住地區に住まなかつたのであらうし、定遼中衛に隸屬し乍ら自在州居住を命ぜられてゐる者もあるが、是は自在州が東寧衛歸降達官人のみを管屬した爲であつたと思はれる。

永樂初年から天順初年まで約五十年間の女直來歸の記録を明實錄に求めると次表の如くである。この表を見れば女直の來歸が三つの波頭をもつ事が知られる。第一波は永樂六年から同十三年に亘る期間であり、第二波は永樂末から宣德九年

年次	回数	年次	回数
永樂 6	4	宣德 8	3
	7		9
	8		10
	9	正統 元	1
	10		2
	11		3
	12		4
	13		5
	14		6
	15		7
	16		8
	17		9
	18		10
	19		11
	20		12
	21		13
	22		14
洪熙 元	2	景泰 元	1
宣德 元	4		2
	2		3
	3		4
	4		5
	5		6
	6		7
	7	天順 元	1

まで大體宣宗の在位期間であり、第三波は景泰二年から同六年に至る期間である。第一波は成祖が雄大な規模の下に對女直招撫の積極策を採つた結果としての來歸であり、明側では開原に安樂自在二州を特設してその過半を安挿した。しかるに永樂十四年以後暫らく記録の上では來歸が斷絶する。その理由は明かでないが招撫の限界内で一應來歸の波が落ち着いたものであらうか。勿論この間と雖も馬市交易や朝貢は持續せられてゐる。第二波は成祖の積極策を受け繼いだ宣祖の招撫活動の結果によるもので、女直の來歸の性質、明の降夷對策等は殆んど前期と變りなく、従つてこの期の來歸者の過半はやはり安樂自在二州に集中的に安置されたのである。

所が次の景泰期になると、二年に九回、三年に二十九回と云ふ來歸の回数に於て前例のない急激な増加が見られる。この増加は何等かの原因の存在を思はせる。景泰二・三年の來歸の記録を見ると、從來無かつたことであるが來歸の原因を明記してゐるものが、二年の九回中三回、三年の二十九回中七回に及んでゐる。此の原因を明記したものの十回中九回まで

は「先爲瓦刺所虜」「以其先爲遼賊殺散」「初爲脫脫不花王所擄」等々瓦刺の滿洲侵寇に因るものであり、他の一回も「以其地缺食」とあるので是も恐らく瓦刺侵略の打撃を表現を替えて云つたものに過ぎないのである。他は一々原因を擧げないけれども、その大部分が同じ原因によるものであつたと見て誤り無いであらう。従つて景泰期の來歸は以前の永樂・宣德期の來歸と全く性質を異にしてゐると云はねばならぬ。一方來歸女直に對する明側の受入れ態度も著しく變化した。嘗て成祖は南方の氣候炎熱なるを以て開原に快活自在二城を置いて來歸者を集住撫安させたが、景泰期になると全く是に反して彼等を分散させ、又邊境開原への居住を極力避けてゐるのである。景泰二年より同六年までの來歸者の移住隸屬地を見る

回数	地 屬	隸 住	移
2	州	樂	安
2	州	在	自
1	衛	左 等	定 遼
1	州	自 在	隸 定 遼 中 衛 居 自 在
2	陽 遼	衛、屬	遼 東
1	衛	等	廣 寧
1	衛	中	廣 寧
1	衛	左	廣 寧
6	衛	州	海
5	衛	州	蓋
3	衛	州	復
7	衛	州	金
18	衛	錦 衣	南 京
1	軍	廣	湖

と次表の如くである。是によると成祖が氣候炎熱は東北諸夷の苦しむ所とした南京の錦衣衛に隸屬させられた者が最も多く、次に遼東では最も南である金州衛や復州・蓋州・海州等の諸衛即ち遼陽以南への安置が多い。景泰六年十二月（乙丑）に來歸した毛隣等の衛の女直木苔忽等三人の如きは嘗て邊を犯した故を以て遠く湖廣軍に補充されてゐる如き例も

ある。是に反して開原の安樂州には僅かに二回、遼陽北城の自在州には同じく二回の安插が見られるに過ぎない。かゝる女直來歸者への撫安對策の變化は景泰年間になつてからのことであり、正統末までは従前と全く變らないのである。即ち自在州徙治後である正統十年から十二年まで、毎年二回づゝの來歸記録が實録に見えるが、その中一回は安樂州、他の一回は有名な毛隣衛都督李撤滿答失里の京師來歸であり、残り四回は遼陽（一回）又は自在州（三回）である。安樂・自在二州に來歸者を集住させて統治する政策が尙堅持されてゐるのである。所が景泰元年の十一月建州衛女直米合なる者が來

歸した時、彼は廣寧衛に隸屬させられてゐる。女直來歸者の廣寧衛安置は今迄全く見られなかつた事であつた。それ以後は前掲移住隸屬表の如くである。

かゝる分散統治政策への變化が何故に行はれたかは、正統十四年に明の國礎を傾げんとした土木の變が起つたこと、それに續く瓦刺・兀良哈・女直の侵寇擾邊の一連の事件を想起すれば明かである。連年の瓦刺・兀良哈の南侵擾邊は來歸内附した降虜を動搖させた。京師に在ると邊境に安置されたとを問はず遂に編髮胡服し或は防戰の弓矢を棄てて北虜に従ふ者、機に乗じて寇掠する者が多かつた。

降胡：中略夫非我族類其心必異。故昨者或衝破關塞奔歸故土。或未機伺便寇掠畿内。

とあるは土木の變直後の正統十四年十月（乙亥）の翰林院侍講劉定之の言ふ所である。明實錄の同年同月（壬申）の條には同じく云ふ。

降虜之備置京城者。因虜入寇。遂編髮胡服。肆抄掠人。目爲家達子。又有驅避難人以附虜者。在在紛然。云々。

同十二月戊申の條には

順天府永清縣達官衆□羅。因虜入寇導之抄掠。且誘民爲亂。云云。

と。以て當時の降虜の動靜を察するに十分である。明は是等降虜の對策に腐心した。既に早く正統八年に直隸壽州衛千戶の陳鏞なる者が、

今後達人投降者。量加陞賞。分送南方衛分安插優養。不可俱留在京以貽後患。

と上言してゐるので、瓦刺の活動が明を脅し始めると降虜の處置が色々考究されてゐたのである。先述の劉定之も降虜を遠く南方に徙し、「遠居南土。禁其種落。不許自相婚媾。變其衣服。不許仍遵胡俗。爲兵者。使與中國之兵部伍相雜。以牽制之。爲民者。使與中國之民里甲相錯。以染化之。」と南徙同化策を説いてゐる。是等の對策は政府に採用され、新來歸

者の南方安置、或は達官達軍の精銳を挑選して南方派遣軍とする等のが行はれた。

遼東の降夷に對する憂虜も、對策も降虜のそれと軌を一にしてゐる。于謙の遼東防禦疏に云ふ。註

此等之人（來歸安插者）狼子野心。難以測度。即今彼處犯邊得志我軍失利。遂起奸謀。結連內應。其貽後患。終非細故。矧近日遼東安插達人。糾合謀反。出城潛從賊寇。動至一二十年。此正其驗。不可不防。

既に廣寧地方に安插された兀良哈等は瓦刺・兀良哈の侵邊に策動内應してゐるのであり、やがては女直來歸者もその轍を踏む憂が十分にあつた。于謙は續けて云ふ。

將已安插夷人。若何設法關防撫卹鈴束。以銷意外之虞。以爲經久之便。及後來降者俱起送赴京處置。或量與官賞。令回原處住種。何者爲宜。或有長策。可以安內攘外防患弭奸。令寇深等具由馳奏。云々。

來歸女直の處置對策が至急採られねばならぬことを力説してゐるのである。明實錄景泰三年九月（庚戌）の條には「開原等處安插來歸夷人四百餘戶」の對策を提督遼東軍務副都御史寇深が上奏したことが見えてゐる。それには降夷を腹裏地方に移住させ、新來歸者も全て内地に遷住させたがよいと云つてゐる。併し是は兵部の反對によつて對策建て直しを寇深等は命ぜられた。寇深の上奏は于謙の上疏に對應するものであることは明かである。とすれば于謙の遼東防禦疏は景泰三年九月以前さして速くない時に行はれたものであらう。所が女直來歸者の安置對策は景泰元年以來既に分散安置策に變つてゐた。或は南方安置が最も多かつた。此の對策の變化は于謙の上疏によつたものではなく、既にこれより早く中央に於ける一般的な降虜對策に應じたものである。例へば侍講劉定之の降虜對策に云ふ「禁其種落」即ち集住を禁止し分散させること、延いては中國の兵民と雜居させること、或は「遠居南土」策等が遼東でも實行に移されて景泰期の對策變化を生んでゐるものと思ふ。併しそれは新來歸者に對して實施されたのであつて、既安插者には手を着けてゐなかつた。于謙や寇深は嘗て開原二州或は東寧衛、即ち當時の安樂、自在二州に集團居住する女直來歸者の動向を憂慮し、彼等をも腹裏地

方に移住せしめんとしたのである。此の寇深の對策が採用されてゐたら、遼東に於ける降夷安插機關である安樂自在二州は廢絶されてゐたに違ひない。兵部は「恐違土性之宜。致沮來歸之意」として反對してゐる。その爲に安樂自在二州は開原と遼陽にその後も存續されることとなつたのである。

註 1 遼東志・附圖(遼東都司衛圖)、同(卷)建置志・城池、公署の條參照。公署自在州の脚註に「在無敵門街西。永樂間建。」とある

が、永樂間建が誤りであることは云ふ迄もない。

2 前出皇明經濟文錄(遼東編)所載

五、結 語

初置二州來歸者が商人的性格を有ち、専ら朝貢・馬市・邊外交易等に活躍してゐる事は、明初に既に女直の間に民族的共同體的交易商業の域を脱して獨立自由な商人が存在してゐる事を推測させるし、彼等が單獨に或は妻子を伴つて自由に故土を離れて來歸してゐる事は女直社會に民族的統制が既に微弱であり、社會構成的には氏族制の段階を超えてゐる事は思はせる。併し明初の女直社會を規定するには更に幾つかの研究の綜合の上に俟たねばならぬ。明初女直社會の的確な把握なくては明代女直の研究は的を逸する事にならう。個別研究と綜合研究との相關統一は云ふ可くして困難である。以上の永樂初年の安樂自在二州開原初置から正統八年の自在州徙治及び景泰年間までの二州の變遷に就ての考察は誠に蕪雜であり綜合的觀點を缺き所期の意圖に遠いものとなつたが、御叱正を賜はらん事をお願いする。

(附記、本研究は昭和二十五年度文部省科學獎勵助成金による日野教授を中心とする共同研究「滿華關係の歴史的考察」の一部である。)